

いじめ防止対策の概要

ア 学校いじめ防止対策基本方針

本校の基本方針は、学校、家庭、地域その他の関係者間の連携により、いじめ問題への対策を全員で行い、いじめ防止対策をより実効的なものとするため、学校における基本方針を定め、組織体制やいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにする。また、本校の実情に応じた「いじめ防止」等の基本的な方向を示し、いじめ防止対策が体系的かつ計画的に行われるよう、対策の内容を具体的に記載する。さらにいじめに対する意識改革を喚起し、いじめ問題への正しい理解の浸透や、生徒をきめ細かく見守る体制作り、教職員の資質向上などを図っていく。

なお、より実効性を高めるため、基本方針の内容を本校の実情に照らして定期的に点検しながら、必要に応じて見直すこととする。

いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様(例)

- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

イ いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、臨床心理士であるスクールカウンセラーを含めた次のメンバーによる学校いじめ対策組織「いじめ防止対策・心のケア委員会」を組織する。

〔 校長，教頭，生徒指導主事，保健主事，特別支援教育コーディネーター，
人権教育主任，養護教諭，学年主任，スクールカウンセラー等 〕

この組織は、いじめの未然防止、早期発見と事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み等における中核的な役割を担う。

なお、組織における情報集約担当者は、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーターを充てる。

※「情報集約担当者」とは

「学校いじめ対策組織」における情報の窓口を一元化するために配置された、情報の集約等にかかる業務を担う担当者。いじめ防止対策・心のケア委員会の開催(情報の共有、いじめの認知、解消に向けた取組方針の決定)、担任等との連携・指示を行う。いじめに関する直接の相談窓口ではない。

ウ いじめ問題対策

① いじめの情報(気になる情報)のキャッチ

【早期発見】 いじめが疑われる情報

- ・教職員の気付き（日常的な観察等）
- ・教育相談
- ・生徒や保護者からの訴え
- ・「アンケート」「QU-テスト」
- ・いじめ匿名連絡サイト

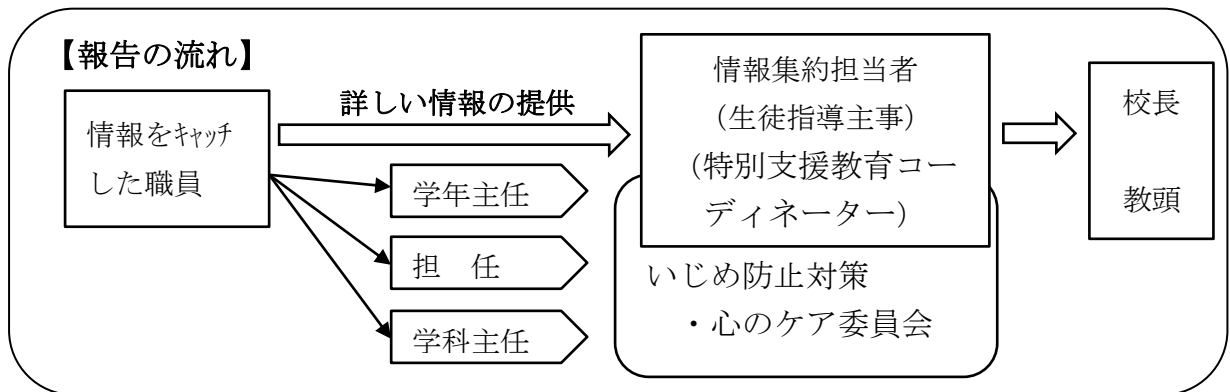
情報集約担当者

（生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター）に**必ず報告**

注意

- ・一人で処理しない（複数対応）
- ・解決を焦らない。
- ・訴えを否定せず、傾聴し、記録に残す。

【報告の流れ】



② 対応対策チームの編成

いじめ防止対策・心のケア委員会、および、担任、部活動顧問等を中心として、事案により編成する。情報集約担当者は、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーターとする。

③ 調査方法の確認と認知

- 事実確認等の調査
 - ・被害の訴えのあった生徒からの聴取
 - ・加害の疑いのある生徒からの聴取
 - ・その他の生徒からの聴取
 - ・関係教職員からの情報収集
 - ・緊急度の確認(危険度等の確認:「自殺」,「不登校」,「脅迫」,「暴行」等)
- 情報の整理といじめの認知
 - ・聞き取った内容の整合性を確認する。
 - ・最終的認知は、法の定義に基づき校長が行う。
- 生徒および保護者への説明
 - ・確認した事実や認知の有無、その後の見通しについて説明する。

④ 対応方針の決定・役割分担

- a 対応方針
 - ・再発防止、心のケア、別室・特別指導等
 - ・対応方針に関する全職員の共通理解
 - ・児童相談所・警察との連携・調整
- b 役割分担
 - ・被害生徒の支援・ケア担当
 - ・加害生徒の指導・支援・ケア担当
 - ・周囲の生徒と全校生徒の指導担当
 - ・保護者への対応担当
 - ・関係機関への対応担当
- c 対応方針に関する関係生徒・保護者等への説明

⑤ 解消に向けた取り組み（支援・指導の実施）

- a 支援・指導
 - ・被害生徒への支援・ケア
 - ・加害生徒への指導・支援・ケア
 - ・他の生徒への指導・支援・ケア
- b 保護者への対応と連携
 - ・日常的な連携を行う
- c 関係機関との連携
 - ・教育委員会，警察，児童相談所，医療機関等との連携
- d 再発防止に向けた取り組み
- e 解消の判断
 - ・被害生徒およびその保護者との面談
 - ・関係生徒への聴取および行動観察

⑥ いじめに対する措置

- a 「いじめ」問題が発生した時の対応
 - ・本校が定めるいじめ問題対応マニュアルに従い早急に対応し、対策委員会で「対策会議」が必要と判断した場合は、校長が招集する。
- b 発見された「いじめ」事案への対応
 - ・被害者への対応 …… 事実関係をすぐに確認し保護者へ連絡後、担任・教育相談部長、養護教諭等を中心に心のケアに当たる。
 - ・加害者への対応 …… 事実関係をすぐに確認し保護者へ連絡後、スクールカウンセラーの指導のもと対応に当たる。
 - ・集団への対応 …… 事実関係を確認のうえ、重大なものについては直ちに全校集会を行い説明する。また、「いじめは絶対に許されない」ことを生徒一人ひとりに伝え、アンケートや面談等を行い実態把握に努める。

⑦ いじめの相談窓口

「いじめ」の被害を受けた生徒や情報をつかんだ生徒、保護者は、担任等に相談するか、生徒指導部または特別支援教育コーディネーターに連絡する。

(相談を受けた担任等は、いじめ防止対策・心のケア委員会の情報集約担当者へ連絡する。)

エ. いじめ防止の年間計画対策

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生情報収集活動 ・生徒理解研修① ・意識調査（1年） ・面談週間 ・スクールサイン登録 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解研修② ・人権教育LHR ・こころの健康観察 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・hyper-QUテスト（1年）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート（抜粋版） ・人権月間（心のきずなを深める月間） ・人権教育講演会 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ防止対策・心のケア委員会 ・人権週間 ・人権教育LHR ・心のアンケート
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ防止対策・心のケア委員会 ・面談週間 ・救命救急講習会 ・職員研修（いじめ防止対策、SOSの出し方に関する教育） 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年別人権学習（3年） ・いじめ防止高校生会議 ・職員研修（いじめ防止対策）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育職員研修 ・家庭訪問期間 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年別人権学習（1、2年） ・人権教育職員研修
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・面談週間 ・自殺予防週間 ・生徒理解研修③ 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ防止対策・心のケア委員会 ・新入生情報収集活動

(1) いじめ

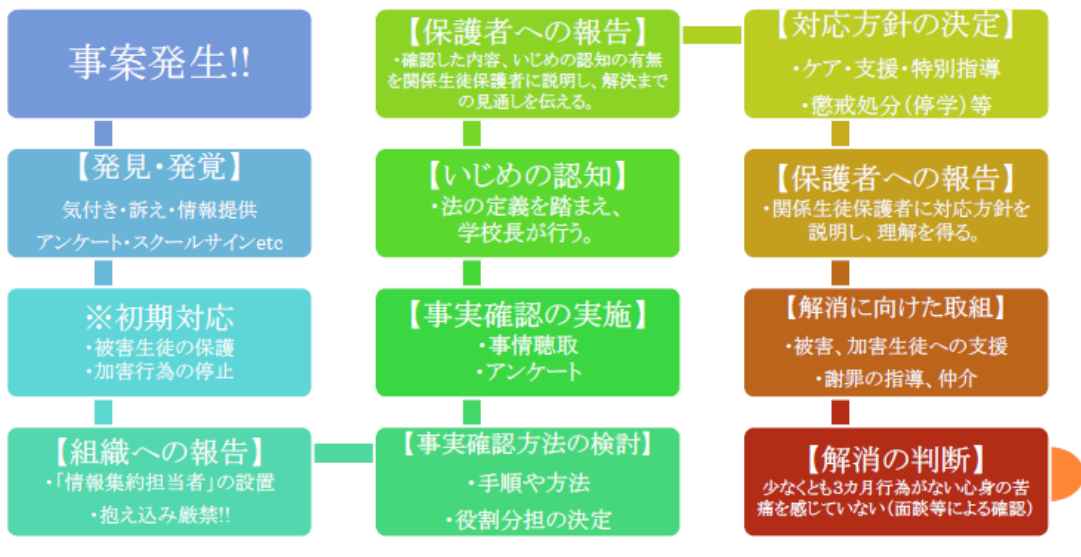
発見・発覚・ 発生と初期対 応	速やかに担任・学年主任・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター・ 人権教育主任による協議に入り解決と解消に努力する。被害に遭った生徒に 事情を聴き、事実の確認に努める。
報告	いじめ・校内暴力等が認められた場合は、直ちに生徒指導主事、教頭、校長 に報告する。
実態把握	HR担任、副担任は被害者、加害者双方に対して徹底調査を行い、決して安 易な解決に結びつけることなく、交友の実態、双方の言い分、意識などにつ いて聴取し、その全容を明らかにする努力をする。その際、被害者と思われ る者には特に気を配り、全てをくみ取り理解していくよう最大の努力をする。 「いじめられる方にも問題がある」とかの発想を絶対に持ってはいけない。
各会議の開催	必要に応じ、運営委員会・職員会議・いじめ防止対策・心のケア委員会・生 徒指導部会を開催する。 ①担任の報告 ②実態の分析 ③原因 ④今後の指導の在り方 ⑤全職員への協力態勢 ⑥保護者への連絡事項並びに協力要請等 ⑦これまでに実施したこの問題に対する研修や対策等について協議する。
全職員・保護 者への協力要 請	協議された指導方法にそって担任、生徒指導主事、生徒指導部、特別支援教 育コーディネーター、全職員で、それぞれの立場で指導し、担任によって 保護者へ理解を求めるとともに指導を要請する。必要に応じて全校集会を開 催し、全生徒に呼びかける。
関係機関	程度等を勘案して校長の判断によって行う。

(2) いじめ対応シート

No. () 個人カード (いじめ支援・指導経過記録用紙)

被害生徒 (A)	年 科 号 氏名			
	期間	年 月 日	～	年 月 日
加害生徒 (B)	発覚日	年 月 日		
	(発覚のきっかけ)			
いじめの態様:				
いじめの内容:				
関係機関 ・ 担当	学年・担任			
	防止対策委員会			
	教育相談部			
	生徒指導部			
月/日 (曜)	被害生徒 (A) に対する支援経過 (下記対応例と具体的な内容)	期間の 経過状況	月/日 (曜)	加害生徒 (B) に対する指導経過 (下記対応例と具体的な内容)
/			/	
()			()	
/			/	
()			()	
/			/	
()			()	
/			/	
()			()	

生徒指導事案に係る学校対応の概要 (いじめ事案の例)



何を(内容)	いつ(期限、期間など)	誰が(担当)	どこで(場所)	どのように(方法・留意点)
・初期対応 被害生徒の保護 加害行為の停止	発見・情報入手直後	発見者・情報入手者	発見・発生現場	必要と感じた場合はすぐに対応(確認)する
↓				
・被害生徒の担任及びいじめ防止対策委員会(生徒指導主事)への報告 被害生徒、加害生徒の様子を確認	発見・情報入手直後	発見者・情報入手者		生徒からの情報提供であれば、できる限り具体的に内容を聞いておく
↓				
・事実確認方法の検討	報告後直ちに	担任、関係職員		ここで生徒の様子確認は、初期対応の必要を感じられない場合に行う
↓				
・事実確認の実施 被害生徒への事情聴取 加害生徒への事情聴取 目撃者・情報提供者	報告後直ちに	いじめ防止対策委員会		生徒指導主事、人権教育主任、教育相談部長、学年主任で検討
↓				
・管理職への報告 いじめの認知	事実発生当日または翌日まで	(各担当) 学年主任 生徒指導部職員 教育相談部職員	個別の部屋で実施	情報集約担当を生徒指導主事とする それぞれで丁寧な聞き取りを行い、客観的事実を明らかにしていく(できる限り複数で聞き取りを行う)
↓				
・保護者への連絡	事実確認を行った日	生徒指導主事 学校長	校長室	経緯と今後の方針について いじめとして認知するかどうか判断してもらう
↓				
・対応方針の決定	事実確認を行った日	担任	各家庭および学校	確認した内容、いじめ認知の有無、解決までの見通しについて報告する
↓				
・保護者への報告	保護者への連絡後できるだけ速やかに (1週間以内を目安)	いじめ防止対策委員会	会議室	被害生徒、加害生徒のケア・支援・指導(特別指導や関係機関への協力要請の必要性についても判断)について支援、学級・学年への指導など
↓				
・解消に向けた取り組み 被害生徒のケア・支援 加害生徒の指導・支援 学級・学年への指導 謝罪・仲介等	対応方針決定後直ちに	担任、学年主任	各家庭および学校	関係生徒保護者に対応方針を説明し、理解を得る
↓				
・3ヵ月間の経過観察	対応方針決定後直ちに	(各担当) 教育相談部、担任 生徒指導部、担任 学年主任 生徒指導主事	学校 会議室	いじめ防止対策委員会、生徒指導部、教育相談部、担任を中心に、関係職員が協力して指導・支援にあたる
↓				
・解消の判断		いじめ防止対策委員会 学校長	会議室 校長室	被害生徒、加害生徒に対し、定期的な面談等を実施する 少なくとも3ヵ月間いじめの行為がなく、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが条件 本人・保護者にいじめ解消の了承を得る